条　例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ⑵を次のように改める。

⑵　同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、八百円）

別表第七号の表第四号ロ⑵及びハ⑵を次のように改める。

⑵　同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、八百円）

別表第七号の表第四号ニ⑴を次のように改める。

⑴　同法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、八百円）

別表第七号の表第四号ホ⑵を次のように改める。

⑵　同法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

千九百円（同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、八百円）

別表第七号の表第五号イを次のように改める。

イ　第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証

(1)　(2)に掲げるもの以外のもの

二千五十円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあっては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）

(2)　道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者であって、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに係るもの

千七百円（同法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る運転免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあっては、千七百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額）

別表第七号の表第六号イ中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改め、同表第十二号の三中「第百四条の四第六項」の下に「（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二号の四中「第百四条の四第七項」の下に「（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十四号ル(3)中「（昭和三十五年政令第二百七十号）」を削る。

附　則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。